

東北学院大学大学院法務研究科点検・評価に関する規程別表

(第3条第2項に基づく点検・評価項目の詳細)

平成18年10月1日

1 理念・目的並びに教育目標

| 項目 | 評価の視点 |
|----------------|---|
| (理念・目的並びに教育目標) | 1-1 理念・目的並びに教育目標が明確に設定されているか。 1-2 理念・目的並びに教育目標は、法科大学院制度の目的に適合しているか。 1-3 理念・目的並びに教育目標は、教職員、学生等の学内の構成員に周知されているか。 1-4 理念・目的並びに教育目標はホームページや大学案内等を通じ、社会一般に広く明らかにされているか。 |
| (教育目標の検証) | 1-5 教育目標の達成状況等を踏まえて、教育目標の検証が適切に行われているか。 |

2 教育の内容・方法等

| 項目 | 評価の視点 |
|------------------|---|
| (教育課程の編成) | 2-1 法令が定める法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたり、法科大学院制度の目的に即して構成され、授業科目がバランスよく開設されているか。また、授業科目の内容がそれぞれの科目群にふさわしいものとなっているか。 2-2 法科大学院固有の教育目標を達成するためにふさわしい授業科目が開設されているか。 2-3 学生の履修が、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のいずれかに過度に偏らないよう規定するなど、適切に配慮されているか。 2-4 カリキュラム編成においては、授業科目が必修科目、選択必修科目、選択科目等に適切に分類され、学生による履修が系統的・段階的に行えるよう適切に配置されているか。 |
| (法理論教育と法実務教育の架橋) | 2-5 法理論教育と法実務教育の架橋を図るために、カリキュラム編成、授業の内容、履修方法等について工夫がなされているか。 |
| (法律実務基礎科目) | 2-6 法律実務基礎科目として、法曹倫理に関する科目並びに民事訴訟実務及び刑事訴訟実務に関する科目が必修科目として開設されているか。 |

| | |
|-----------------------|--|
| (法情報調査及び法文書作成) | 2-7 法情報調査及び法文書作成を扱う科目が開設されているか。 |
| (実習科目) | 2-8 法律実務基礎科目として、法曹に求められる実務的な技能を修得させ、法曹としての責任感を涵養するための実習を主たる内容とする科目（模擬裁判、ローヤリング、リーガル・クリニック、エクスターンシップ等）が開設されているか。 2-9 リーガル・クリニックやエクスターンシップ等が実施されている場合、それが、臨床実務教育にふさわしい内容を有し、かつ、明確な責任体制のもとで指導が行われているか。 |
| (実習科目における守秘義務等) | 2-10 リーガル・クリニックやエクスターンシップ等が実施されている場合、関連法令等に規定される守秘義務に関する仕組みが学則等で整えられ、かつ、適切な指導が行われているか。 |
| (課程修了の要件) | 2-11 課程修了の要件については、在学期間及び修了の認定に必要な単位数が法令上の基準（原則として3年、93単位以上）を遵守し、かつ、履修上の負担が過重にならないように配慮して設定されているか。 |
| (履修科目登録の上限) | 2-12 学生が各年次において履修科目として登録することのできる単位数の上限が、法令上の基準（36単位を標準とする）に従って適切に設定されているか。 |
| (他の大学院において修得した単位等の認定) | 2-13 学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を当該法科大学院で修得した単位として認定する場合、その認定が法令上の基準（原則として30単位以内）のもとに、当該法科大学院の教育水準及び教育課程としての一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行われているか。 |
| (入学前に修得した単位等の認定) | 2-14 学生が当該法科大学院に入学する前に大学院で履修した授業科目について修得した単位を入学後に当該法科大学院で修得した単位として認定する場合、その認定が法令上の基準（原則として30単位以内）のもとに、当該法科大学院の教育水準及び教育課程としての一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行われているか。 |
| (在学期間の短縮) | 2-15 在学期間の短縮を行っている場合、その期間が法令上の基準（1年以内）に従って設定され、適切な基準及び方法によって、その認定が行われているか。 |
| (履修指導の体制) | 2-16 法学未修者及び法学既修者それぞれに応じた履修指導の体制が整備され、履修指導が効果的に行われているか。 |
| (学習相談体制) | 2-17 オフィス・アワーを設定するなど、教員による学習方法等の相談体制が整備され、学習支援が効果的に行われているか。 2-18 アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による相談体制が整備され、学習支援が適切に行われているか。 |

| | |
|--------------|--|
| (授業計画等の明示) | 2-19 授業の内容・方法及び1年間の授業計画が、学生に対してシラバス等を通じてあらかじめ明示されているか。 2-20 授業はシラバスに従って適切に実施されているか。 |
| (授業の方法) | 2-21 授業科目に相応して、双方向又は多方向の討論若しくは質疑応答等、法曹養成のための実践的な教育方法が取り入れられ、それが適切に実施されているか。 |
| (授業を行う学生数) | 2-22 効果的な学修のために、一つの授業科目について同時に授業を行う学生数を少人数とすることを基本としているか。 2-23 法律基本科目については、一つの授業科目について同時に授業を行う学生数が法令上の基準(50人を標準とする)に従って適切に設定されているか。 2-24 個別的指導が必要な授業科目(リーガル・クリニックやエクスターンシップ等)については、それにふさわしい学生数が設定されているか。 |
| (成績評価及び修了認定) | 2-25 学修の成果に対する評価、単位認定及び課程修了の認定の基準及び方法が、学生に対してシラバス等を通じてあらかじめ明示されているか。 2-26 学修の成果に対する評価、単位認定及び課程修了の認定は、明示された基準及び方法に基づいて客観的かつ厳格に行われているか。 |
| (再試験及び追試験) | 2-27 単位認定に関わる再試験を行っている場合、その基準及び方法が学生に対してシラバス等を通じてあらかじめ明示されているか。また、その認定が客観的かつ厳格に行われているか。 2-28 学生がやむをえない事情により単位認定に関わる試験を受験できなかった場合、追試験を行うなどの相当の措置がとられているか。また、追試験制度はあらかじめ明示された客観的な基準に基づいて実施されているか。 |
| (進級制限) | 2-29 一学年修了に必要な単位数を修得できない学生や成績不良の学生の進級を制限する措置がとられているか。 2-30 進級制限を行っていない場合は、それに代わる適切な措置が講じられているか。 |
| (教育効果の測定) | 2-31 教育目標に即した教育効果がどの程度達成されているかについて、それを測定する仕組みが整備されているか。測定項目、測定指標、分析・評価基準の設定等及び実施体制の構成等が適切に行われ、その測定方法は有効に機能しているか。 |

| | |
|----------------|--|
| (教育内容および方法の改善) | <p>2-32 教育内容及び方法の改善を図るために、組織的な研究及び研修を継続的かつ効果的に行う体制（FD 体制）が整備され、実施されているか。</p> <p>2-33 FD 活動は、教育内容及び方法の改善に有効に機能しているか。</p> <p>2-34 学生による授業評価が組織的に実施されているか。</p> <p>2-35 学生による授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みが整備されているか。</p> |
| (特色ある取組み) | 2-36 理念・目的並びに教育目標の達成のため、教育内容及び方法について、特色ある取組みを行っているか。 |

3 教員組織

| 項目 | 評価の視点 |
|------------------|--|
| (専任教員数) | <p>3-1 専任教員数に関して、法令上の基準（最低必要専任教員 12 名、学生 15 人につき専任教員 1 名）を遵守しているか。</p> <p>3-2 専任教員は、1 専攻に限り専任教員として取り扱われているか。</p> <p>3-3 法令上必要とされる専任教員数の半数以上は原則として教授で構成されているか。</p> |
| (専任教員としての能力) | <p>3-4 教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者 2 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者 3 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 |
| (実務家教員) | 3-5 法令上必要とされる専任教員数のおおむね 2 割以上は、5 年以上の法曹としての実務の経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員を中心として構成されているか。 |
| (専任教員の分野構成、科目配置) | <p>3-6 法律基本科目の各科目に 1 名ずつ専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く）が適切に配置されているか。その際、入学定員 101～200 人未満の法科大学院については、民法に関する科目を含む少なくとも 3 科目については 2 人以上の専任教員が、入学定員 200 人以上の法科大学院については、公法系（憲法、行政法に関する科目）4 名、刑事法系（刑法、刑事訴訟法に関する科目）4 名、民法に関する科目 4 名、商法に関する科目 2 名、民事訴訟法に関する科目 2 名以上の専任教員が配置されているか。</p> <p>3-7 法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目について、専任教員が適切に配置されているか。</p> <p>3-8 法律実務基礎科目のうち、主要な科目に実務経験のある教員が配置されているか。</p> |

| | |
|-------------------|---|
| (教員の構成) | 3-9 専任教員の年齢構成が、教育研究の水準の維持向上及び教育研究の活性化を図る上で支障を来たすような、著しく偏ったものになっていないか。 3-10 教員の男女構成比率について、配慮を行っているか。 |
| (専任教員の後継者の補充等) | 3-11 専任教員の後継者の養成又は補充等について適切に配慮しているか。 |
| (教員の募集・任免・昇格) | 3-12 教員の募集・任免・昇格について、適切な内容の基準、手続きに関する規程が定められているか。 3-13 教員の募集・任免・昇格は、その規程に則って、教授会等の法科大学院固有の専任教員組織の責任において適切に行われているか。 |
| (教員の教育研究条件) | 3-14 専任教員の授業担当時間は、教育の準備及び研究に配慮した適正な範囲（多くとも年間 30 単位相当。みなし専任教員は 15 単位相当を上限とする）となっているか。 3-15 研究専念期間制度（サバティカル・リーヴ）等、教員の研究活動に必要な機会が保障されているか。 3-16 専任教員に対する個人研究費が適切に配分されているか。 |
| (人的補助体制) | 3-17 教育研究に資する人的な補助体制が適切に整備されているか。 |
| (教育研究の評価と教育方法の改善) | 3-18 専任教員の教育活動及び研究活動の活性度を評価する方法が整備されているか。 |
| (特色ある取り組み) | 3-19 理念・目的並びに教育目標を達成するため、また、カリキュラムに即した教育を実現するために、教員組織について特色ある取り組みを行っているか。 |

4 学生の受け入れ

| 項目 | 評価の視点 |
|--------------|---|
| (学生の受け入れ方針等) | 4-1 法科大学院制度の目的に合致し、かつ、各法科大学院の理念・目的並びに教育目標に即した学生の受け入れ方針、選抜方法及び選抜手続きが設定され、事前に入学志願者をはじめ広く社会に公表されているか。 4-2 入学者選抜にあたっては、受け入れ方針・選抜基準・選抜方法に適った学生を適確かつ客観的な評価によって受け入れているか。 4-3 学生募集方法及び入学者選抜方法は、法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、入学者選抜を受ける公正な機会を等しく確保したものとなっているか。 |
| (実施体制) | 4-4 入学者選抜試験に関する業務は、責任ある実施体制の下で、適切かつ恒常的に安定して行われているか。 |

| | |
|-----------------------|--|
| (複数の入学者選抜の実施) | 4-5 複数の入学者選抜方法を採用している場合、各々の選抜方法の位置づけ及び関係は適切であるか。 |
| (公平な入学者選抜) | 4-6 自校推薦や団体推薦等による優先枠を設けるなどの形で、公平性を欠く入学者選抜が行われていないか。 |
| (複数の適性試験の結果) | 4-7 入学者選抜において、複数の適性試験の結果を考慮する場合、その内容・方法は適切か。また、その内容・方法は事前に公表されているか。 |
| (法学既修者の認定等) | 4-8 法学既修者の認定は、適切な認定基準及び認定方法に基づき公正に行われているか。また、認定基準は適切な方法で事前に公表されているか。 4-9 法学既修者の課程修了の要件については、在学期間の短縮及び修得したものとみなす単位数が法令上の基準（1年、30単位を上限とする）に基づいて適切に設定されているか。 |
| (入学者選抜方法の検証) | 4-10 学生の受け入れ方針・選抜基準・選抜方法等の学生受け入れのあり方について、恒常的に検証する組織体制・システムが確立されているか。 |
| (入学者の多様性) | 4-11 多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう適切に配慮しているか。 4-12 入学者のうちに法学以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者の占める割合が3割以上となるよう努めているか。また、その割合が2割に満たない場合は、当該法科大学院における入学者の選抜の実施状況を公表しているか。 |
| (入学試験における身体障がい者等への配慮) | 4-13 身体障がい者等が入学試験を受験するための仕組みや体制等が整備されているか。 |
| (定員管理) | 4-14 法科大学院の教育にふさわしい環境を継続的に確保するために、入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数は適正に管理されているか。 4-15 学生収容定員に対する在籍学生数に大幅な超過や不足が生じないための仕組み・体制等が講じられているか。また、大幅な超過や不足が生じた場合、その是正に向けた措置が適切にとられているか。 |
| (休学者・退学者の管理) | 4-16 休学者・退学者の状況及び理由の把握・分析に努め、適切な指導等がなされているか。 |
| (特色ある取組み) | 4-17 法科大学院における適切な学生の受け入れを達成するために、特色ある取組みを行っているか。 |

5 学生生活への支援

| 項目 | 評価の視点 |
|----------------|---|
| (学生の心身の健康の保持) | 5-1 学生の心身の健康を保持・増進するための適切な相談・支援体制が整備されているか。 |
| (各種ハラスメントへの対応) | 5-2 各種ハラスメントに関する規定及び相談体制が適切に整備され、それが学生へ周知されているか。 |
| (学生への経済的支援) | 5-3 奨学金その他学生への経済的支援についての適切な相談・支援体制が整備されているか。 |
| (身体障がい者等への配慮) | 5-4 身体障がい者等を受け入れるための適切な支援体制が整備されているか。 |
| (進路についての相談体制) | 5-5 学生の進路選択に関わる相談・支援体制が適切に整備されているか。 |
| (特色ある取り組み) | 5-6 学生が安心して学修に専念できるよう、学生生活の支援に関する特色ある取り組みを行っているか。 |

6 施設・設備、図書館

| 項目 | 評価の視点 |
|-----------------|---|
| (教育形態に即した施設・設備) | 6-1 講義室、演習室その他の施設・設備が、各法科大学院の規模及び教育形態に応じ、適切に整備されているか。 |
| (自習スペース) | 6-2 学生が自主的に学習できるスペースが十分に備えられ、かつ、利用時間が十分に確保されているか。 |
| (研究室の整備) | 6-3 各専任教員に十分なスペースの個別研究室が用意されているか。 |
| (情報関連設備及び人的体制) | 6-4 学生の学習及び教員による教育研究のために必要な情報インフラストラクチャー及びそれを支援する人的体制が適切に整備されているか。 |
| (身体障がい者等への配慮) | 6-5 身体障がい者等のために適切な施設・設備が整備されているか。 |
| (施設・設備の維持・充実) | 6-6 施設・設備を維持し、社会状況等の変化に合わせて、施設・設備を充実するよう、適切に配慮されているか。 |
| (図書等の整備) | 6-7 図書館には法科大学院の学生の学習及び教員の教育研究のために必要かつ十分な図書及び電子媒体を含む各種資料が計画的・体系的に整備されているか。 |

| | |
|--------------------|--|
| (開館時間) | 6-8 図書館の開館時間は法科大学院の学生の学習及び教員の教育研究のために、十分に確保されているか。 |
| (国内外の法科大学院等との相互利用) | 6-9 国内外の法科大学院・研究機関等との図書等の学術情報・資料の相互利用のための条件整備を行っているか。 |
| (特色ある取り組み) | 6-10 法科大学院の理念・目的並びに教育目標を達成するために、施設・設備の整備について特色ある取り組みを行っているか。 |

7 事務組織

| 項目 | 評価の視点 |
|---------------------|---|
| (適切な事務組織の整備) | 7-1 法科大学院の管理運営及び教育研究活動の支援を行うため、法科大学院の設置形態及び規模等に応じた適切な事務組織の整備及び職員配置が行われているか。 |
| (事務組織と教学組織との関係) | 7-2 管理運営及び教育研究活動の支援において、事務組織と教学組織との間で有機的な連携が図られているか。 |
| (事務組織の役割) | 7-3 法科大学院の中・長期的充実を支えるために、事務組織としての企画・立案機能は適切に発揮されているか。 |
| (事務組織の機能強化のための取り組み) | 7-4 管理運営及び教育研究活動の十全な遂行のため、職員に求められる能力の継続的な啓発・向上に努めているか。 |
| (特色ある取り組み) | 7-5 法科大学院における事務組織とその機能の充実を図るために、特色ある取り組みを行っているか。 |

8 管理運営

| 項目 | 評価の視点 |
|-----------------------|---|
| (管理運営体制等) | 8-1 法科大学院の管理運営に関する規程等が整備されているか。 8-2 法科大学院の設置形態にかかわらず、法科大学院の教学及びその他の管理運営に関する重要事項については教授会等の法科大学院固有の専任教員組織の決定が尊重されているか。 |
| (法科大学院固有の専任教員組織の長の任免) | 8-3 法科大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等に関して適切な基準が設けられ、かつ、適切に運用されているか。 |
| (関係学部・研究科等との連携) | 8-4 法科大学院と関係する学部・研究科等が設置されている場合、それとの連携・役割分担は適切に行われているか。 |

| | |
|-----------|--|
| (財政基盤の確保) | 8-5 法科大学院の教育研究活動の環境整備のために十分な財政基盤及び資金の確保に努めているか。 |
| (特色ある取組み) | 8-6 法科大学院における管理運営の機能・あり方等の充実を図るために、特色ある取組みを行っているか。 |

9 点検・評価等

| 項目 | 評価の視点 |
|-----------------|---|
| (自己点検・評価) | 9-1 自己点検・評価のための組織体制を整備し、適切な評価項目及び確立された方法に基づいた自己点検・評価を実施しているか。 9-2 自己点検・評価の結果を広く公表しているか。 |
| (評価結果に基づく改善・向上) | 9-3 自己点検・評価及び認証評価の結果を法科大学院の教育研究活動の改善・向上に結び付けるためのシステムを整備しているか。 9-4 自己点検・評価の結果を法科大学院の教育研究活動の改善・向上に有効に結び付けているか。 |
| (特色ある取組み) | 9-5 自己点検・評価を自らの改善に結び付けるために、特色ある取組みを行っているか。 |

10 情報公開・説明責任

| 項目 | 評価の視点 |
|-------------|--|
| (情報公開・説明責任) | 10-1 法科大学院の組織・運営と諸活動の状況について、社会が正しく理解できるよう、ホームページや大学案内等を利用して適切に情報公開を行っているか。 10-2 学内外からの要請による情報公開のための規程及び体制は整備されているか。 10-3 現在実施している情報公開は、説明責任の役割を適切に果たしているか。 |

11 その他、前10項目に準じて点検・評価が必要とされる事項